

さいたま市森林整備計画

令和5年3月

（ 令和5年4月 1日
計画期間 ｝
令和15年3月31日 ）

埼玉県
さいたま市

位置図



※ さいたま市森林位置図は別添参照（縮尺 30,000 分の 1）

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	3
第2	造林に関する事項	3
1	人工造林に関する事項	3
2	天然更新に関する事項	4
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	5
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	5
5	その他必要な事項	6
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	6
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	6
2	保育の種類別の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	9
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
3	その他必要な事項	10

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための 方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	13
5	その他必要な事項	13
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	13
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	13
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	13
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	14
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	14
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに 関する事項	14
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	14
3	作業路網の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	14
第8	その他必要な事項	14
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	14
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	14
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	15
Ⅲ	森林の保護に関する事項	15
第1	鳥獣害の防止に関する事項	15
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	15
2	その他必要な事項	15
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	15
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	15
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	15
3	林野火災の予防の方法	16
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	16

5	その他必要な事項	16
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	16
1	保健機能森林の区域	16
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	16
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	16
4	その他必要な事項	16
V	その他森林の整備のために必要な事項	16
1	森林経営計画の作成に関する事項	16
2	生活環境の整備に関する事項	17
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	17
4	森林の総合利用の推進に関する事項	17
5	住民参加による森林の整備に関する事項	17
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	17
7	その他必要な事項	17

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、埼玉県の東南部に位置し、総面積 21,743ha で、私有林面積は 230ha（うち市森林整備計画対象林面積 142ha）である。そのほとんどはクヌギ・コナラ等を中心とした広葉樹二次林であり、小面積の森林が散在している。

本市では、林業（特に造林業や素材生産業）に携わる人がほとんどいないこともあり、森林経営による造林の推進は困難な状況であり、また、森林面積も開発等により徐々に減少している。

しかし、これら都市部に残された森林は、多様な生き物が生息・生育する環境であるとともに、二酸化炭素の吸収・吸着といった地球温暖化の防止機能、風や騒音等の防備や大気の浄化といった快適な環境の形成機能を持っている。

また、本市は都市部でありながら、身近に自然とふれあうことができる憩いの場や、社寺等と一体となった潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している文化機能を持つ森林環境を有している。

このように、市民生活に豊かさを与える森林の持つ役割や機能を踏まえ、適正な管理による貴重な森林資源の保全を図る。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い、快適環境形成機能維持増進森林を地域の目指すべき基本的森林資源とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施する。

そのために、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化に有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境の保全のため適切な管理を推進する。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行う。大部分が広葉樹二次林であるので、目的樹種の成長を阻害する場合など必要に応じて整理伐を行う。

- 3 森林施業の合理化に関する基本方針
該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材林以外)
全 域	35 年	40 年	35 年	50 年	10 年	15 年

(注) この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地になることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、択伐又は皆伐とする。

立木の伐採（主伐）に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

・皆伐

皆伐は、主伐のうち、択伐以外とする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

・択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるものとし、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
クヌギ、ケヤキ、コナラ、スギ、ヒノキ

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林業担当課とも相談の上、適切な樹種を選択する。

なお、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ、ヒノキ 広葉樹	疎仕立て	概ね 1,500
	中仕立て	概ね 2,500
	密仕立て	概ね 3,200

(注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林業担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し又は刈り払う
植付けの方法	植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する

植栽の時期	2月～6月下旬までに行うことを標準とする
-------	----------------------

ウ 複層林化を図る場合の植栽本数

(上層木伐採率) × (標準的な植栽本数) 以上を植栽する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地
皆伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して
2年を超えない期間とする。

択伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して
5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、
地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によ
り適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、カエデ
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
コナラ、クヌギ、ケヤキ、カエデ	10,000本/ha

天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程
度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上
の本数を成立させる。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されてい る箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されてい る箇所について行う
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な 箇所に必要な本数を植栽する

ぼう芽更新 (芽かき)	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、 極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする
----------------	--

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認する。

また、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

平均的な間伐の実施期間の間隔は、標準伐期齢未満にあつては10年、標準伐採齢以上にあつては15年を目安とする。

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であつて、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行う。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

(1) 育成単層林

施業方法 標準伐期

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)		標準的な方法
			初回	2回目	
スギ	疎仕立て	概ね 1,500	—	—	間伐率は本数率概ね 20～35%とする 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う
	中仕立て	概ね 2,500	25	—	
	密仕立て	概ね 3,200	18	25	
ヒノキ	疎仕立て	概ね 1,500	—	—	
	中仕立て	概ね 2,500	30	—	
	密仕立て	概ね 3,200	20	30	

施業方法 長伐期

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	疎仕立て	概ね 1,500	35	45			間伐率は本数率概ね 20 ~35%とする 間伐木の選定は林分構 造の適正化を図るよう形 質不良木等に偏ることな く行う
	中仕立て	概ね 2,500	25	35	45		
	密仕立て	概ね 3,200	18	25	35	45	
ヒノキ	疎仕立て	概ね 1,500	40	55			間伐率は本数率概ね 20 ~35%とする 間伐木の選定は林分構 造の適正化を図るよう形 質不良木等に偏ることな く行う
	中仕立て	概ね 2,500	30	40	55		
	密仕立て	概ね 3,200	20	30	40	55	

なお、計画期間内において間伐を実施する必要があると認める森林は、下記のとおりとする。

- ① 森林経営計画が策定されていないエリア
- ② 0.5ヘクタール以上の人工林であること
- ③ 樹齢20年生～標準伐期齢未満の人工林であること
- ④ 標準伐期齢以上の人工林であること

①②③の条件を全て満たす、過去5年以内に間伐の履歴がないもの

①②④の条件を全て満たす、過去10年以内に間伐の履歴がないもの

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）

下層木の間伐については、育成単層林の間伐と同様である。

上層木の間伐については、将来樹下植栽することを前提とし、材木の配置を考慮しつつ、目標とする林分密度に誘導する。

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）

目的樹種が広葉樹の場合、高密な林分状況の中で保育することとするが、間伐が必要な場合、将来における優良木の適正な配置を想定して、それらの林木の生育を妨げる林木を伐採することとする。

また、人工林（育成単層林）内に既に天然木が育成しており、複数の樹冠層を構成する林分へ誘導又は維持するために行う抜き伐りについては、天然木の育成を考慮し伐採木を選定する。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 育成単層林

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数		標準的な方法
		初回	2回目	
下刈	広葉樹	適宜		針葉樹は毎年全刈りを原則とし、必要に応じて2回刈りを行う なお、広葉樹は適宜実施する
	スギ	1～5	—	
	ヒノキ	1～6	—	
除伐	広葉樹	適宜		下層植物の生育に必要な林内照度を確保等するため、必要に応じて不要木及び不良木の除去を行う
	スギ	10	15	
	ヒノキ	11	16	

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）

ア 下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

イ 上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）

ア 下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

イ 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

ウ つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

エ 徐伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを徐伐する。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①、②に掲げる森林など、快適な環境の形成の機能及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

なお、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林、その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、該当なしとする。

① 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、快適環境形成機能が高い森林等について定める。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が
高い森林等について定める。

具体的には、河川、沼、里山等の景観と一体となって優れた自然美を構成
する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望
見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場とし
て特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について
定める。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、風や騒音等の防備
や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの②に
掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を
図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が
求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹
種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必
要な場合には、当該森林施業をそれぞれ推進する。

また、①、②に掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき
森林として別表2に定めつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を
特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を
推進すべき森林として別表2に定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当 該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

該当なし

【別表1】

区 分	森林の区域	面 積
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示	136.82ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示	1.95ha
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材等生産機能の維持増進を図る森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	浦和 林班 001 3~5,6-イ,10,12-ア,13,15 浦和 林班 002 1-ア,4-ア、5,6,14-イ 16,17,18-ア 19,20-ア,31,34-ア,35,36,39,41 43-イ,46,48-イ,50,55 大宮 林班 001, 23,24,27,28,29,45, 49,50,52,55,66-ア 72,74,88,89 大宮 林班 002 1,8,14,35,37-ア,46-ア 大宮 林班 003-A4,5,17,34,45~48,50 岩槻 林班 001 ,6~9,11 12,14,18,23,24,26~28, 30,31,33,36,40-ア,40-イ,44~49, 56,58,60 岩槻 林班 002 1,2,3,4~6, 9,12~14,17,19,20,26,35, 36,41,43,45,47 岩槻 林班 003 1,10~ 14,16,18,19,20-ア,24,30, 34,35,37~39,41,46-ア, 47,48,53,54,56-ア,57,58,59-ア, 60,61-ア,63,65,68, 71,72 岩槻 林班 004 2	136.82ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	大宮 林班 006 14 エ 岩槻 林班 008 7-イ	1.95ha
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
該当なし
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
該当なし
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
該当なし
- 5 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
該当なし
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
該当なし
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設
の設置及び維持管理の方法、種苗の共同購入等共同して行う施業等の実施方法、施
業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておく。
- 4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

- 3 作業路網の整備に関する事項

- (1) 基幹路網に関する事項

- ア 基幹路網の作設に係る留意点

該当なし

- イ 基幹路網の整備計画

該当なし

- ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

- (2) 細部路網に関する事項

- ア 細部路網の作設に係る留意点

該当なし

- イ 細部路網の維持管理に関する事項

該当なし

- 4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
設定なし
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし
- 2 その他必要な事項
なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。
松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。
森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。
 - (2) その他
森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携をしつつ被害対策を図る。
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
野生鳥獣による森林被害を防止するため、植栽木の保護措置（幼齢木保護具の設置、巡視等）等の対策について、県、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

- 3 林野火災の予防の方法
林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行う。
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
該当なし
- 5 その他必要な事項
 - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし
 - (2) その他
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

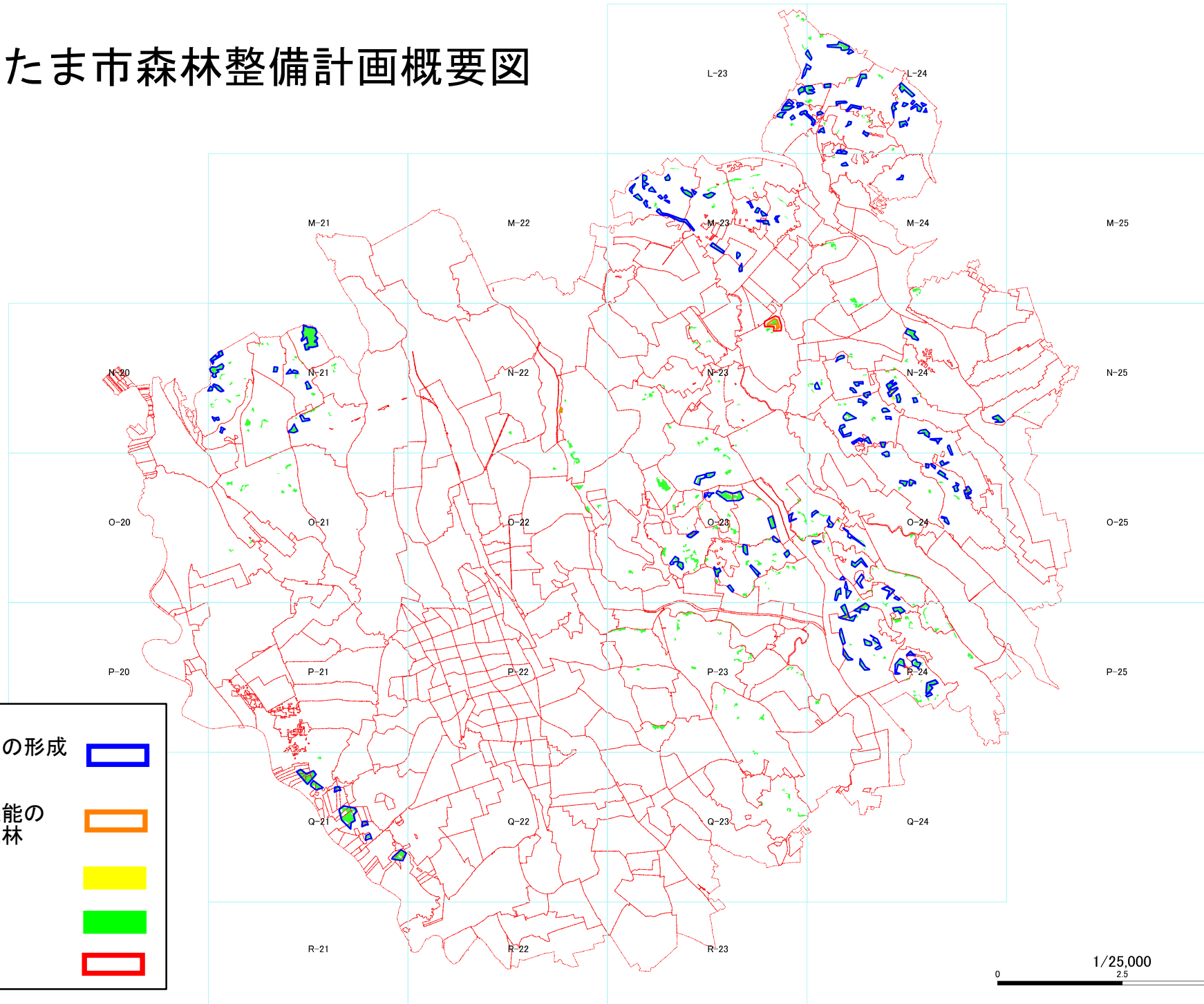
- 1 保健機能森林の区域
該当なし
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
該当なし
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
 - (1) 森林保健施設の整備
該当なし
 - (2) 立木の期待平均樹高
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし





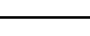
V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - (4) IIIの森林の保護に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
該当なし
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
該当なし
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
該当なし
 - 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
該当なし
 - 7 その他必要な事項
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業の方法に従って実施する。

さいたま市森林整備計画概要図



凡例	
快適な環境の形成 機能森林	
保健文化機能の 維持増進森林	
人工林	
天然林	
保安林	

0 1/25,000 2.5 5 km